

令和 7 年 度 版

旭川市住宅支援総合リーフレット

このリーフレットには、旭川市が行う住宅のリフォームなどに関する支援制度や、相談窓口が掲載されています。

各制度には、様々な条件や、募集時期、募集件数などに限りがあるものもあります。

利用を希望される場合は、あらかじめ各担当部署にお問い合わせください。

旭川市 建築部 建築総務課作成

住宅改修補助金		
対象工事	諸条件等	新築後 15 年以上経過している市内の住宅 等
リフォーム A 省エネルギー型 ・断熱改修 ・高断熱浴槽 ・節水型トイレ 他 B 維持保全型 ・外壁改修 ・屋根改修	支援金額	A 対象工事費の 1 / 10 (上限 10 万円) B 一律 5 万円 申込多数の場合は抽選
	受付期間	4 月 28 日～5 月 23 日
	担当部署	建築部 建築総務課 市役所第二庁舎 3 階 ☎ 25-9708

住宅雪対策補助金		
対象工事	諸条件等	市内の住宅 等
融雪施設 ・融雪施設の設置	支援金額	対象工事費の 1 / 10 (上限 10 万円) 申込多数の場合は抽選
	受付期間	7 月 14 日～8 月 8 日
	担当部署	建築部 建築総務課 市役所第二庁舎 3 階 ☎ 25-9708

旭川市地域材活用住宅建設補助金		
対 象	諸条件等	高性能の認定を受けた住宅 5 m ³ 以上の旭川産材を使用し、かつ 15 m ³ 以上の地域材 (道産材)を使用した住宅 等
新築工事 建売住宅購入	支援金額	旭川産材の使用量に応じて 150 万円から 400 万円 子育て又は二世帯の場合はさらに 100 万円加算 申込多数の場合は抽選
	受付期間	6 月 2 日～6 月 13 日
	担当部署	建築部 建築総務課 市役所第二庁舎 3 階 ☎ 25-9708

旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金
旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金

対象工事	諸条件等	【詳細は下記担当にお問い合わせください】 ・市内の住宅又は事務所等に補助対象設備を設置予定であること（設置工事に着手しているもの及び設置済みのものは対象外）等		
再エネ設備等設置	支援金額	補助対象設備		補助基準
		地中熱ヒートポンプ		対象経費の1／10 （上限10万円）
		太陽光発電設備		対象経費の1／10 （上限10万円）
		コージェネレーションシステム	ガスエンジンコージェネレーション（コレモ）	対象経費の1／10 （上限5万円）
			燃料電池システム（エネファーム）	対象経費の1／10 （上限10万円）
		定置用リチウムイオン蓄電池		対象経費の1／10 （上限10万円）
		薪ストーブ		対象経費の1／3 （上限20万円）
		ペレットストーブ		対象経費の1／3 （上限20万円）
	申込多数の場合は抽選			
	受付期間	4月18日～7月31日		
担当部署	環境部 環境総務課 市役所総合庁舎5階 ☎25-5350			

水洗便所改造資金及び排水設備改造資金の融資あっせん制度

対象工事	諸条件等	・市内の公共下水道に接続可能な区域にある住宅の所有者等（家屋新築はあっせんの対象にはなりません） ・市税及び下水道事業受益者負（分）担金を完納している方等
水洗便所化工事 排水接続工事	支援金額	・融資あっせん限度額（水洗化と排水工事） 43万円以内 （水洗化のみ） 31万円以内 （排水工事のみ） 12万円以内 ・返済期間 60回以内（毎月均等払い） ・利息 無利息
	担当部署	上下水道部 管路管理課 水道局庁舎3階 ☎24-3140

浄化槽設置整備事業

対象工事	諸条件等	・市内の個人住宅で10人槽以下の合併処理浄化槽であること ・施工は旭川市浄化槽整備工事指定業者であること ・全国浄化槽推進市町村協議会の登録浄化槽であること 等 ※下水道整備計画区域及び農業集落排水整備区域は補助の対象になりません。
浄化槽設置工事	支援金額	5人槽 528,000円以内 7人槽 661,000円以内 10人槽 882,000円以内 単独処理浄化槽撤去 90,000円以内 件数に限りあり
	受付期間	4月17日～5月8日
	担当部署	環境部 廃棄物処理課 市役所総合庁舎5階 ☎25-6356

緊急通報システム（ホットライン119）設置助成

対象工事	諸条件等	・ひとり暮らしで65歳以上の方 ・65歳以上の身体虚弱な方が属する世帯 ・身体に重度の障がいのある方（身体障害者手帳1～3級）が属する世帯
緊急通報機器設置	支援金額	購入・設置費用の1／3（上限4万円） 補助件数に限りあり
	担当部署	消防本部 指令課 旭川市総合防災センター3階 ☎74-3523

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

対象工事 リフォーム ・手すり設置 ・段差解消 ・防滑床材へ変更 ・引き戸へ取替え ・洋式便器へ取替え	諸条件等	・要介護，要支援の認定者で，ケアマネージャー等によりその改修が必要と認められた方 等
	支援金額	20万円を上限とした対象工事費の9割又は8割又は7割
	担当部署	福祉保険部 介護保険課 市役所総合庁舎2階 ☎25-6485

日常生活用具給付事業（居宅生活動作補助用具）

対象工事 リフォーム ・手すり設置 ・段差解消 ・防滑床材へ変更 ・引き戸へ取替え ・洋式便器へ取替え	諸条件等	・下肢又は体幹機能障害3級以上（洋式便器への取替えは上肢機能障害2級以上）の身体障害者又は難病患者等。難病患者等の要件については障害福祉課にお問い合わせください。
	支援金額	20万円を上限とした対象工事費の9割まで （市民税の非課税世帯は20万円まで全額補助）
	担当部署	福祉保険部 障害福祉課 市役所総合庁舎1階 ☎25-9855

福祉資金貸付金

対象工事 新築 増築 リフォーム	諸条件等	・ひとり親家庭の方が居住し，原則，所有している住宅 ・ひとり親家庭の方で，工事を行うことの必要性や緊急性があること 等 ※連帯保証する方の収入等，貸付け条件があります。
	支援金額	・融資限度額 150万円まで ・返済期間 融資した日から6ヶ月間据置した後，6年以内に返済 ・利息 年1.0%（無利子の場合もあります。）
	担当部署	子育て支援部 子育て助成課 市役所総合庁舎3階 ☎25-9107

木造住宅無料耐震診断制度

対 象	諸条件等	・ 昭和５６年５月３１日以前に建築確認を受けて建てられた市内の住宅 ・ 木造の在来軸組工法で３階建て以下の住宅 等
耐震診断（簡易）	費 用	無料（現地調査は行わず、図面のみでの診断です。）
	担当部署	建築部 建築指導課 市役所第二庁舎３階 ☎ ２５－８５９７

住宅耐震診断補助制度

対 象	諸条件等	・ 昭和５６年５月３１日以前に建てられた市内の住宅（分譲マンション等も含む） ・ 建物の構造が単純な住宅（混構造でない住宅） 等
耐震診断	支援金額	対象診断費の２／３（上限あり）※件数に限りあり
	受付期間	４月２１日～５月２３日※予算額に達しない場合は受付期間を延長します。
	担当部署	建築部 建築指導課 市役所第二庁舎３階 ☎ ２５－８５９７

住宅耐震改修補助制度

対象工事	諸条件等	・ 昭和５６年５月３１日以前に建てられた市内の住宅（分譲マンション等も含む） ・ 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅 等
耐震改修	支援金額	対象工事費の２３％（上限あり）※件数に限りあり
	受付期間	４月２１日～５月２３日※予算額に達しない場合は受付期間を延長します。
	担当部署	建築部 建築指導課 市役所第二庁舎３階 ☎ ２５－８５９７

不良空き家住宅等除却費用補助制度

対象工事	諸条件等	・ 概ね１年以上居住者がいない空き家状態の家 ・ 市による事前調査等で住宅地区改良法の規定に基づく「不良住宅」若しくは特定空き家住宅又は管理不全空き家住宅と判定された住宅であること 等
除 却	支援金額	対象除却工事費の１／３（上限３０万円）※件数に限りあり
	受付期間	４月２２日～５月３０日※予算額に達しない場合は受付期間を延長します。
	担当部署	建築部 建築指導課 市役所第二庁舎３階 ☎ ２５－８５６１

市民相談センター		
相談可能な内容	日常生活全般での市民相談・法律相談	
住 所	旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎2階	☎26-1998

旭川市消費生活センター		
相談可能な内容	消費生活に関する相談	
住 所	旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階	☎22-8228

住まいるダイヤル （公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター （法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた、住宅専門の相談窓口です。）		
相談可能な内容	住まいに関する相談	
電 話 番 号	☎0570-016-100（ナビダイヤル） PHS 及び一部の IP 電話では☎03-3556-5147	

北海道マイホームセンター旭川北彩都会場（家づくり無料相談会）		
＜第2・第4土曜日 午後1時から午後5時＞		
相談可能な内容	建築法規，プラン，構造，インテリア等建築全般についての各種相談	
住 所	旭川市宮前1条2丁目8番	☎76-4870 ※無料相談会は事情により他の土曜日等へ変更となる場合があります。